

令和6年第一回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 東京都生物多様性地域戦略と玉川上水について
- 二 連光寺・若葉台里山保全地域について
- 三 都立特別支援学校のスクールバスについて
- 四 すべての子どもの学びの保障について

一 東京都生物多様性地域戦略と玉川上水について

東京のような大都市では、自然が乏しくなることは避けられませんが、それだけに自然と人の生活との折り合いをつけることが重要です。東京都が策定した「東京都生物多様性地域戦略」は、大都市東京においても多様な生態系を維持回復していこうとするものです。玉川上水は、市街地を羽村から杉並までの30キロメートルを流れる水路で、その脇の樹林はきわめて貴重です。多摩地域から都心まで東西をつなぐ緑の軸として、緑施策や景観マスタープランなどに位置づけられてきました。

- 1 生物多様性地域戦略で、玉川上水はどのように考えられているのか伺います。
- 2 生物多様性にとって、樹林の連続性はたいへん重要です。ところが、小金井部分で桜を残して樹林が皆伐されました。多くの市民は桜とともにコナラやケヤキなどの樹木やその下に生える野草なども共存する緑を期待していましたが、全て皆伐されてしまいました。それによって、生物多様性の劣化を招いています。専門家の鳥類調査によれば、玉川上水沿いの4箇所と比較したところ、鳥類の種数も個体数も小金井が最も貧弱で、それは樹林が貧弱だからということがわかりました。つまり、桜だけの並木は生物多様性保全と相入れないということです。こうした指摘について、生物多様性の観点から見解を伺います。
- 3 玉川上水は、国の史跡に指定されています。桜以外の樹木が皆伐され樹木や低木・草本がなくなると、雨が直接地面を打ち、法面の表土の侵食が起こります。植物があることが土壌流失を防ぐことは砂防学の常識で、樹木は伐採されても根が張っていれば土壌を縛りとめ、多くの樹木は切株から萌芽し、生き続けます。小規模な雨でも表土が流れますが、台風などでは土砂崩れも誘発します。これは玉川上水が歴史遺産である

ことを考えると由々しき問題と考えますが、見解を伺います。

4 さらに、桜の木が間隔を置いて植えられていることも問題です。しかも並木の桜はソメイヨシノではなくヤマザクラです。ヤマザクラは日本の在来樹木であり、他の落葉広葉樹とともに森林を形成する樹木で、孤立木としては生育しません。現に2018年の台風24号の時、小金井では多数のヤマザクラが倒れました。その倒木率は他の場所の7倍も高かったのです。これは孤立木が直接風を受けたためで、隣接木があれば倒木は起きません。このことは道路の安全性にとっても問題と考えますが、見解を伺います。

5 現在、「史跡玉川上水整備活用計画」の改定について検討が進められています。桜だけになった小金井部分では、樹木がなくなったために地面が熱せられ、非常な高温になることなども問題で、樹林があった頃のように散歩ができなくなったという声もあります。小金井市には、桜並木を重視する人がいることも確かですが、花見のあり方も時代とともに変化しています。東京都としても、若者や子どもも含む小金井市民全体の意見分布を聞き、その総意を玉川上水の樹林管理に反映することが重要と考えますが、見解を伺います。

二 連光寺・若葉台里山保全地域について

1 2014年に指定された連光寺・若葉台里山保全地域は、2020年に区域拡張し、その際に保全計画が一部追加されました。地元の多摩市では、保全地域内の農的活用の検討が加速し、約1.4haの「農業公園」の計画が進められています。市は「農地エリアのさらなる拡張や駐車場や管理棟設置」も検討しており、すでに農業公園に隣接する竹林の伐採が行われ、市民からは、動植物の生息域への影響を心配する声が出ています。

当該エリアは、この保全地域を指定する根拠となった国の絶滅危惧種の陸生貝類、水生貝類の生息域である湿地の、極めて重要な集水域であり、区域拡張による土地の取得はそのためだったはずです。上流部では、既に産業労働局によるインキュベーション施設（約2,000㎡）設置により集水機能は縮小しており、今後さらに農業公園施設として駐車場、管理棟等が設置され、雨水浸透率を低下させることは本末転倒というほかありません。下流に位置する湿地では、継続的に陸生貝類や水生生物、土壌ほか専門家と地域の市民団体と都の三者が継続的に意見交換し学び合いながら、段階的、計画的に管理手法を検討し実施してきました。

保全地域として指定した東京都は、多摩市で検討されている農業公園の整備について、集水域としての機能維持、農地に隣接するエリアへの配慮などをするよう求める必要があると考えますが、都の認識と見解を伺います。

- 2 保全地域内の野生動植物保護地区とした湿地において、隣接地の処分が検討されていることが、地権者から地域の市民団体への知らせで明らかになりました。そこで、地域の市民団体と多摩市、環境局自然環境部緑環境課が立ち合って現況を確認し、すでに多摩市から都に相談があったとのことでした。

制度上、保全地域指定の際に指定範囲に入れられなかったことは制度の欠陥ともいえ今後の検討課題ですが、この一部土地は斜面林から湿地への移行帯であり、湿地環境改善計画長期計画においては二次林の林縁（湿性草地との移行帯）を目標として掲げてきた場所と隣接しています。

2月12日に都と調査受託者と地域の市民団体とで行われた2023年度の調査報告会の終了後には、貝類や昆虫、土壌など継続的に湿地に関わってきた専門家からも、この土地の宅地開発について、擁壁化は避けられ

ず、今より擁壁が広がることによって集水機能や夜間の照明など、湿地への影響は計り知れないため、都は保全すべきだ、という意見がありました。この意見に対して、都はどのように受け止めているのか伺います。

3 市民からは、湿地の集水域として斜面は重要であり、将来にわたって維持するために公有地化を求める声が寄せられています。保全地域を拡げて当該斜面地を指定することはできないか、見解を伺います。

4 国の補助金を活用し特別緑地保全地区の制度による公有地化も可能です。都はこの制度への補助金を予算化し、市民団体は多摩市に特別緑地保全地区の指定を働きかけています。

都が2024年度から開始する特別緑地保全地区の指定促進のための補助制度の内容としくみおよび手続きについて伺います。

三 都立特別支援学校のスクールバスについて

障がいのある子どもを育てながら働く保護者が増えています。保育園では朝7時からの保育が行われていますが、特別支援学校に通学するスクールバスの運行ルートによっては、バスの乗車時刻が8時30分近くになることもあります。多摩地域から都内に勤務する保護者は、通勤時間に1時間以上かかることも多く、保護者の負担が大きく、仕事との両立が難しいという声が複数寄せられています。

1 多摩地域の特別支援学校の学校数と在籍人数、スクールバス利用者数を伺います。

2 スクールバスの始発時間と、最終の乗車時間について伺います。

3 スクールバス以外で直接登校する特別支援学校の児童・生徒の登校時間の受け入れの現状を伺います。

4 共働き世帯の増加を背景に、学校の校門があくのを待つ児童が増え、

都内の公立小学校でも、始業前の学校で子どもの居場所を確保する取り組みがすすめられています。都立特別支援学校では、スクールバスについて、保護者からどのような要望が届いているのか伺います。

- 5 特別支援学校のスクールバスの運行については、毎年保護者の声を丁寧に聞き、運行ルートやバス停の場所を見直すべきと考えますが見解を伺います。

四 すべての子どもの学びの保障について

東京都は2024年度から高等学校の授業料の支援と私立中学校等の授業料の支援について、所得制限を撤廃し拡充します。このように子どもの学びへの支援が広がる一方で、朝鮮学校への私立外国人学校教育運営費補助金支給が、2010年から停止になっています。この補助金は、外国人学校やインターナショナルスクールも対象となっているにもかかわらず、朝鮮学校だけ外すことは特定の学校への差別であり、人権の視点からも大きな問題です。

- 1 これまで都は「都民の理解が得られない」との答弁を繰り返すことに終始しています。もし都がそのように認識しているのであれば、ダイバーシティ・インクルージョンを掲げ、国際都市を標榜する東京都として、都民の理解を得るために尽力することこそ都の役割ではないでしょうか。都は都民の理解を得るために、どのような取り組みを行ってきたのか伺います。
- 2 朝鮮学校への「私立外国人学校教育運営費補助金」再開を求めて市民団体が都に要請し、当事者である子どもたちの声も届けられました。賛同する1万8千筆以上の署名が提出されるなど、多くの市民が補助金の復活を求めています。都議会全会派の賛成で制定された東京都こども基

本条例の趣旨も踏まえ、すべての子どもたちに等しく学びを保障するために、一日も早く復活することを求めますが、見解を伺います。

令和 6 年 第一回 都議会 定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 東京都生物多様性地域戦略と玉川上水について

- 1 生物多様性地域戦略で、玉川上水はどのように考えられているのか伺う。

回 答

玉川上水は、自然保護条例に基づく保全地域の一つに指定しています。また、東京都生物多様性地域戦略では、保全地域など都内の自然環境について、適切に保全することとしています。

質 問 事 項

- 一の2 専門家の鳥類調査によれば、玉川上水沿いの4箇所と比較したところ、鳥類の種数も個体数も小金井が最も貧弱で、それは樹林が貧弱だからということがわかった。つまり、桜だけの並木は生物多様性保全と相入れないということである。こうした指摘について、生物多様性の観点から見解を伺う。

回 答

令和2年から3年にかけて小金井市教育委員会が実施した調査によると、これまでの取組により、ヤマザクラ並木が整備されてきた区域では、多様な草花が確認されています。

都は、引き続き、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、生物多様性をもった適切な生態系が維持されるよう、整備に努めていきます。

質 問 事 項

一の3 植物があることが土壌流失を防ぐことは砂防学の常識で、樹木は伐採されても根が張っていれば土壌を縛りとめ、多くの樹木は切株から萌芽し、生き続ける。小規模な雨でも表土が流れるが、台風などでは土砂崩れも誘発する。これは玉川上水が歴史遺産であることを考えると由々しき問題と考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、水路、法面や法肩に生育する巨木について、法面等の崩壊を防止するため必要な対策を行うとともに、法面の形状変化の把握に向けた水路の横断測量調査を実施するなど、玉川上水を適切に管理しています。

質 問 事 項

一の4 桜の木が間隔を置いて植えられていることも問題である。ヤマザクラは日本の在来樹木であり、他の落葉広葉樹とともに森林を形成する樹木で、孤立木としては生育しない。現に2018年の台風24号の時、小金井では多数のヤマザクラが倒れた。その倒木率は他の場所の7倍も高かった。これは孤立木が直接風を受けたためで、隣接木があれば倒木は起きない。このことは道路の安全性にとっても問題と考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、名勝「小金井（サクラ）」に指定されている区間において、ヤマザクラの並木を良好な状態で保存及び復活させるため、ヤマザクラを被圧する樹木への対策を講じることで日照条件の改善を図っており、引き続き、適切に対応していきます。

質 問 事 項

一の5 東京都としても、若者や子どもも含む小金井市民全体の意見分布を聞き、その総意を玉川上水の樹林管理に反映することが重要と考えるが、見解を伺う。

回 答

都では、史跡玉川上水整備活用計画改定に係る住民説明会を開催し、そこで寄せられた意見について、専門家により構成される史跡玉川上水整備活用計画検討委員会に報告しています。

質 問 事 項

二 連光寺・若葉台里山保全地域について

1 保全地域として指定した東京都は、多摩市で検討されている農業公園の整備について、集水域としての機能維持、農地に隣接するエリアへの配慮などをするよう求める必要があると考えるが、都の認識と見解を伺う。

回 答

地方公共団体が保全地域内に建築物その他工作物を新築する場合には、自然保護条例に基づき、都との協議が必要となります。

協議に際しては、自然環境の保全に向けて必要な措置を講ずるよう求めています。

質 問 事 項

二の2 2月12日に都と調査受託者と地域の市民団体とで行われた2023年度の調査報告会の終了後には、貝類や昆虫、土壌など継続的に湿地に関わってきた専門家からも、この土地の宅地開発について、集水機能や夜間の照明など、湿地への影響は計り知れないため、都は保全すべきだ、という意見があった。この意見に対して、都はどのように受け止めているのか伺う。

回 答

連光寺・若葉台里山保全地域においては、地元自治体やボランティア団体、専門家などと意見を交換しながら、自然環境保全に向けた取組を実施しています。

質 問 事 項

二の3 市民からは、湿地の集水域として斜面は重要であり、将来にわたって維持するために公有地化を求める声が寄せられている。保全地域を拡げて当該斜面地を指定することはできないか、見解を伺う。

回 答

都は、自然保護条例に基づき、自然の保護と回復を図るため、一定程度まとまった貴重な自然地を保全地域に指定しています。

質 問 事 項

二の４ 都は特別緑地保全地区の制度への補助金を予算化し、市民団体は多摩市に特別緑地保全地区の指定を働きかけている。都が2024年度から開始する特別緑地保全地区の指定促進のための補助制度の内容としくみおよび手続きについて伺う。

回 答

本補助制度は、地元自治体が特別緑地保全地区に指定された土地を買い取る際の用地費及び整備費について、国費を除いて、都と地元自治体が2分の1ずつを負担するものです。

具体的には、公益財団法人東京都都市づくり公社に設置した基金を通じ、買取りに必要な経費の一部を地元自治体の申請に基づき補助することを予定しています。

質 問 事 項

三 都立特別支援学校のスクールバスについて

1 多摩地域の特別支援学校の学校数と在籍人数、スクールバス利用者数を伺う。

回 答

多摩地域に所在する都立特別支援学校の令和5年5月1日時点の学校数は20校、在籍人数は4,727名であり、令和5年度のスクールバス利用者は3,063名です。

質 問 事 項

三の2 スクールバスの始発時間と、最終の乗車時間について伺う。

回 答

都立特別支援学校のスクールバスの時刻表は、学校やコースごとに異なっています。

質 問 事 項

三の3 スクールバス以外で直接登校する特別支援学校の児童・生徒の登校時間の受け入れの現状を伺う。

回 答

都立特別支援学校では、スクールバスに乗車せずに一人で通学する児童・生徒、保護者や移動支援者等が自家用車や公共交通機関等を利用した送迎により通学する児童・生徒等があり、各学校で定める時間に登校しています。

質 問 事 項

三の4 共働き世帯の増加を背景に、学校の校門があくのを待つ児童が増え、都内の公立小学校でも、始業前の学校で子どもの居場所を確保する取り組みがすすめられている。都立特別支援学校では、スクールバスについて、保護者からどのような要望が届いているのか伺う。

回 答

都立特別支援学校では、児童・生徒の実態等を踏まえ、各学校において登校時間やスクールバスの時刻表を設定しています。

令和5年度においては、保護者団体から乗務員への研修・指導の徹底など、より安全・安心にスクールバスを利用できるように配慮してほしいなどの要望が寄せられています。

質 問 事 項

三の5 特別支援学校のスクールバスの運行については、毎年保護者の声を丁寧に聞き、運行ルートやバス停の場所を見直すべきと考えるが見解を伺う。

回 答

都立特別支援学校のスクールバスの運行ルートやバス停の位置については、児童・生徒の居住地等を踏まえ、毎年度見直しています。

質 問 事 項

四 すべての子どもの学びの保障について

- 1 朝鮮学校への私立外国人学校教育運営費補助金支給が、2010年から停止になっていることについて、これまで都は「都民の理解が得られない」との答弁を繰り返すことに終始している。もし都がそのように認識しているのであれば、ダイバーシティ・インクルージョンを掲げ、国際都市を標榜する東京都として、都民の理解を得るために尽力することこそ都の役割ではないか。都は都民の理解を得るために、どのような取り組みを行ってきたのか伺う。

回 答

朝鮮学校の運営等の実態を確認するため過去に実施した調査結果や、その後の状況などを総合的に勘案して、朝鮮学校に外国人学校教育運営費補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断しています。

質 問 事 項

- 四の2 都議会全会派の賛成で制定された東京都こども基本条例の趣旨も踏まえ、すべての子どもたちに等しく学びを保障するために、「私立外国人学校教育運営費補助金」が一日も早く復活することを求めるが、見解を伺う。

回 答

施策の実施に当たっては、東京都こども基本条例の理念と施策の性質を踏まえて判断するものと考えています。

朝鮮学校の運営等の実態を確認するため過去に実施した調査結果や、そ

の後の状況などを総合的に勘案して、朝鮮学校に外国人学校教育運営費補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断しています。

